

# 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更時に必要となる手続きについて

## 土壌汚染対策法第4条・県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2

### 1 対象となる行為

- 対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分（実際に形質を変更する部分）の面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>以上である行為です。
- 「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般（掘削・切土・盛土等）をいいます。（ただし、形質の変更の内容が盛土のみである場合や、軽易な行為に該当する場合は、対象外となります。）
- 異なる敷地で行われる行為であっても、同一の実施主体が、同一の事業の計画や目的の下で、時間的に近接して実施する場合は、形質の変更部分の面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>以上となる場合には、全体を一つの行為とみて、対象とすることとします。

### 2 必要となる手続き

- 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第4条第1項  
土地の形質の変更の内容について、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに知事に届け出なければなりません。
- 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第39条の2第1項  
当該土地における特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査（履歴調査）を実施し、その結果を土地の形質の変更に着手する日までに報告しなければなりません。

なお、「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。なお、条例の報告は着手日までに行うこととしていますが、できるだけ法第4条第1項の届出に合わせて30日前までに行ってください。

### 3 届出等の義務者

届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、一般的には開発事業者が該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

### 4 法と条例の規定の関係

法第4条による届出と条例第39条の2による報告は、それぞれ別個の規定ですので、対象となる土地の形質の変更を行う場合には、両方の手続きを行う必要があります。

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第4条	第39条の2
対象者	第1項の届出…土地の形質変更を行おうとする者 第2項の調査…土地所有者等	第1項の報告…土地の形質変更を行おうとする者 第2項の調査…土地所有者等
契機	第1項…3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更をしようとするときに、着手の30日前までに当該形質変更の内容を届出 第2項…当該土地に土壌汚染のおそれがある場合に知事が調査の実施を命ずる	第1項…3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更をしようとするときに、着手前に履歴調査を実施しその結果を報告 第2項…当該土地に土壌・地下水汚染のおそれがある場合に知事が調査を求める

# 土地の形質の変更時における土壌汚染対策法・生活環境保全条例の手続きフロー

